

生活福祉資金貸付制度のご案内（新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付）

本制度は、新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象として、生活維持のための資金として貸し付けるものです。

（生活保護受給世帯は申込はできません）

■緊急小口資金（1世帯につき1回限り）

○貸付上限額：原則として10万円

なお、次にあげる事項に該当する場合は、20万円以内で貸付を行うことができます。

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 世帯員にアまたはイの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校に通う子
 - イ) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
- (5) 世帯員の中に個人事業主がおり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

○据置期間：1年以内

○償還期間：据置期間経過後2年以内

○貸付利子：無利子

○延滞利子：償還期限後の残元金に対し年3%

■総合支援資金（原則3ヶ月以内）

○貸付上限額：単身世帯は月額15万円以内、2人以上の世帯は20万円以内

○据置期間：最終貸付日から1年以内

○償還期間：据置期間経過後10年以内

○貸付利子：無利子

○延滞利子：償還期限後の残元金に対し年3%

※総合支援資金は、原則、自立相談支援機関（安芸市社会福祉協議会）の継続的な支援を受けることが要件となります。申込時に自立にむけた取り組み計画を作成し、借入中は、求職活動や経営改善に向けた取組状況を毎月報告していただく必要があります。

申請に必要な書類

- 本人確認できる書類（運転免許証・健康保険証など）
- 印鑑（認め印可）
- 通帳
- 減収が確認できる書類（減収前と減収後の、給与明細・勤務表・売上状況が分かるものなど）
- 世帯員全員が記載された本籍地入りの住民票

- 相談申込票（PDF/Word）
- 特例貸付借入申込書（PDF/Word） 記入例（PDF）
- 借用書（PDF/Word） 記入例（PDF）
- 個人情報取扱い書（PDF/Word） 記入例（PDF）
- 収入の減少状況に関する申立書（PDF/Word） 記入例（PDF）
- 就労状況確認書（個人事業主・雇用者）（PDF/Word）
- 世帯家計状況（PDF/Word）
- 生活状況等確認書（PDF/Word）

★新型コロナウイルス感染拡大防止の為、郵送での受付も行っております。

お電話で問い合わせをしていただいた後、書類を郵送いたしますので、申請書類を下記窓口までご提出ください。

相談・申請窓口

〒784-0007 安芸市寿町 2-8

社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会

電話 0887-35-2915（平日 8：30～17：30）

FAX 0887-35-8549



まずは、お電話で
ご相談ください。

★本制度についての基本的な問合せ先★

厚生労働省 コールセンター

0120-46-1999（9：00～21：00）